

付帯契約約款

【実質再エネプラン】

2025年4月1日

株式会社ユーラスグリーンエナジー

目 次

第 1 条	適用期日	3
第 2 条	定義	3
第 3 条	適用条件及び免責	5
第 4 条	サービス料金	6
第 5 条	本サービスの適用開始及び終了	7
第 6 条	本付帯約款の変更または廃止	8

この付帯契約約款【実質再エネプラン】（以下「本付帯約款」といいます。）は、当社との電気需給契約書（以下「需給契約」といいます。）および当社の小売供給約款（低圧、高圧および特別高圧の全てを対象とし、以下「小売供給約款」といいます。）に基づき、当社より低圧、高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまのうち、実質再エネプラン（以下「本プラン」といいます。）を適用することについて、当社と合意したお客さまに対して、本プランを提供する際の料金、その他の条件を定めたものです。

なお、お客さまは、当社が電磁的方法（当社が開設する指定ウェブサイトに掲載する方法、またはお客さまがあらかじめ指定した電子メールアドレスに電子メールを送信する方法を想定します。以下「電磁的方法」といいます。）を用いて、電気事業法第2条の13第2項に定める契約締結前交付書面に記載すべき事項および同法第2条の14第1項に定める契約締結後交付書面に記載すべき事項を提供することについてあらかじめご承諾いただくものとし、本付帯約款中当該事項にかかる部分についても電磁的方法を用いて提供することをご承諾いただくものとします。

第1条 適用期日

本付帯約款の内容は、2025年4月1日から適用されるものとします。

第2条 定義

1. 用語の定義

(1) 再生可能エネルギー

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成二十三年法律第百八号）において「再生可能エネルギー源」として定義されるもの（以下「再エネ」といいます。）をいいます。ただし、文脈に応じて、適用のある法令に別途定義がある場合は、当該定義と同じ意味を有するものとします。

(2) FIT

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成二十三年法律第百八号）に基づく固定価格買取制度のことをいいます。再エネで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買

い取る費用の一部を、電気を利用する国民から賦課金という形で集め、電気のもつ非化石価値は国民に帰属するものとされています。

(3) 非化石証書

非化石電源（再エネ、原子力）由来の電気が有する非化石価値を証書化したものをいいます。なお、本条第2項に定義する本サービスに適用される価値は再エネ由来のもののみとします（以下「再エネ由来」といいます。）。

(4) Jクレジット

省エネルギー機器や再エネの導入、森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度のもと、創出されたクレジットのことをいいます。Jクレジット(再エネ由来)とは、再エネ導入により創出されたJクレジットをいい、Jクレジット(省エネ由来)とは、省エネルギー機器導入等により創出されたクレジットのことをいいます。

(5) 年度

4月1日から翌年3月末日までを指します。

(6) 通常プラン

当社からお客さまに対する需給契約および小売供給約款に基づく電力供給のうち、本プランの適用がないもののことをいいます。

2. 環境価値サービスの定義

(1) 環境価値サービス（本プランに基づき当社からお客さまに対して提供するサービスのことをいい、以下「本サービス」といいます。）は、当社が供給する電気の全量または当社とお客さまとの間で合意した電力量に対して、次の各号に定める両環境価値を付与するサービスとします。

- ① 実質的に再エネである価値
- ② 実質的にCO₂排出量がゼロである価値

(2) 当社は、次の各号に定める手段のいずれか、またはこれらを組み合わせることにより、本サービスを提供するものとします。なお、当社とお客さまとの間で別段の合意がない限り、次の各号の手段の組み合わせは当社が決定するものとします。

- ① FIT 非化石証書
- ② 非FIT 非化石証書（再エネ由来）
- ③ Jクレジット（再エネ由来）

- (3) 当社が、前号①および②の手段によりお客さまに対して本サービスを提供する場合には、トラッキング（再エネ発電所の属性情報をいう。以下同じ。）を付与するものとします。
- (4) 当社とお客さまとの間で需給契約において別途合意がなされた場合、当社は合意内容に従い、特定の発電所、特定のエリア若しくは特定の電源種のいずれか又は複数の条件を満たすトラッキングを付与するものとします（以下、当該合意に基づくトラッキングを総称して「特定トラッキング」といい、本サービスのうち特定トラッキングを付与するサービスを指して「特定トラッキングサービス」といいます。）。但し、当社は、電源の稼働状況等により供給量が不足した場合等においては、特定トラッキングを付与することができない場合があり、特定トラッキングを供給される全量又は一定割合付与することを保証するものではありません。
3. 本付帯約款に別段の定義がある場合を除き、本付帯約款の用語は小売供給約款において定義される用語と同様の意味を有するものとします。

第 3 条 適用条件及び免責

1. 本サービスは、以下の適用条件を満たすときに、当社とお客さまとの間で本プランの適用を合意した場合に適用されます。
- (1) 適用対象電圧
- ① 高圧・特別高圧（法人）のお客さま
 - ② 低圧（家庭・事業者・商店等）のお客さま
- (2) 適用対象エリア
- 全国(離島を除く)
2. お客さまが本プランと通常プランを混合して適用することを希望する場合に、当社とお客さまが供給量全量に対する本プランの適用割合を合意したときは、当社は供給量全量に対する本プランの適用割合に応じた電力量について本サービスを提供するものとします。
3. 当社は本プランによるお客さまへの供給に先立ち、電気の電源種別ごとの構成比率及び非化石証書の使用状況にかかる計画値を算定し、毎年度お客さまにお知らせいたします。
4. 当社は、次の各号に定めるいずれか一つまたは複数の事由により、本サービスを提供できない場合があります。この場合において、お客さまが損害を被ったとしても、当

社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責を負いません。

- ① 不可抗力（小売供給約款に定めるほか、日照不足、火事、停電その他当社の合理的な支配を超える事由をいいます。）による再エネ由来の電気の発電不足
- ② 発電設備の損傷、故障、亡失等による発電停止
- ③ 市場流通する非化石証書に基づく電力量の不足
- ④ 売却される J-クレジットの不足

5. 本プランの適用がある場合も、当社がお客さまに対して供給する電気に関しては需給契約および小売供給約款の適用があり、特に、需給契約および小売供給約款に基づく電気料金は別途発生します。本プランの適用がある場合、本付帯約款は、需給契約に別段の定めがない限り、需給契約の一部をなすものとします。本プランに関して本付帯約款に規定のない事項（小売供給約款の条項のうち以下に掲げるものを含みますが、これらに限られません。）は、文脈上別意に解すべき場合を除き、需給契約および小売供給約款の適用があります。

(1) 小売供給約款【低圧】

第4条（単位および端数処理）、第8条（計量に関する取扱い）、第10条第3項第6号（支払遅延の際の措置）、第15条第3項（消費税および地方消費税の税率変更の際の措置）、第17条（損害賠償）、第18条（不可抗力）、第19条（契約解約）、第21条（管轄裁判所）、第23条（契約終了後の取扱い）、第24条（反社会的勢力の排除）

(2) 小売供給約款【高圧、特別高圧】

第4条（単位および端数処理）、第6条（計量に関する取扱い）、第12条第7項（支払遅延の際の措置）、第17条第5項（消費税および地方消費税の税率変更の際の措置）、第19条（違約金および損害賠償の免責）、第20条（不可抗力）、第21条（契約解約）、第22条（管轄裁判所）、第24条（守秘義務）、第25条（契約終了後の債権債務関係）、第26条（反社会的勢力の排除）

第4条 サービス料金

1. 本サービスの料金は、当月の計量期間等における使用電力量（kWh）に次に定める単価を乗じた値とします。

- ① 特定トラッキングサービスの提供を合意しない場合

需給契約において環境価値付与料金として定める料金単価（低圧の場合、電気料金プラン定義書において環境価値付与料金として定める料金単価）。

② 特定トラッキングサービスの提供を合意した場合

前号に定める料金単価に需給契約において特定トラッキング付与料金として定める料金単価を足し合わせた値。但し、供給量の不足等（前条第4項に定める事由を含む）により当社が特定トラッキングを付与できなかった場合、当社は、原則として、当該付与できなかった使用電力量にかかる特定トラッキング付与料金相当額を電気料金から控除する方法により返金します（なお、特定トラッキングの付与ができなかった使用電力量を当社が確定した月の翌月以降の計量期間等にかかる電気料金からの控除となります）。但し、当該控除が困難な場合、お客さまとの協議により返金方法を決定します。

当社とお客さまが合意した場合、本サービスの料金単価は、需給契約において定めるその他の料金単価に包含される場合があります。なお、本プランと通常プランを混合して供給する場合は、供給量全量に対して混合させた本プランの割合（需給契約又は電気料金プラン定義書において合意する kWh に対する割合）について、需給契約又は電気料金プラン定義書において定める料金単価を適用します。

2. 本サービスの料金についての請求、支払方法、支払期日は、需給契約および小売供給約款に基づく電気料金と同様とします。

第 5 条 本サービスの適用開始及び終了

1. 需給契約の締結後にお客さまが本プランの適用を希望する場合、お客さまは開始希望日の1か月前までに、当社が指定する方法により当社に対して申し込みを行わなければならないものとします。本プランは、お客さまの申し込みに対して、当社が指定する方法により承諾の通知を行った場合にのみ適用されるものといたします。
2. お客さままたは当社が本プランの終了を希望する場合、相手方にその旨を当社が指定する方法により通知することにより、お客さままたは当社は申し出た日から90日経過した後に到来する最初の計量期間等の開始日を解約日として本付帯約款を解約することができます。なお、本サービスは解約日の前日まで提供されるものとします（本付帯約款において以下同じ）。ただし、双方の合意により、申出日から90日経過した後に到来する最初の計量期間等の開始日以外の適当な日を解約日とすることができます。

4. 当社とお客さまとの間における需給契約が終了する場合（需給契約または小売供給約款の規定に基づき当社またはお客さまから需給契約が解約される場合を含みます）、本プランも同時に終了するものとします。

第 6 条 本付帯約款の変更または廃止

1. 当社が本付帯約款を変更する方法は、小売供給約款【低圧】及び【高圧、特別高圧】第 2 条（本約款の変更等）に準じるものとします。ただし、料金単価の変更については、次項に従うものとします。
2. 当社は、非化石証書もしくは Jクレジットに関する制度の変更がある場合、または非化石証書もしくは Jクレジットの調達費用等の変動により、本サービスの料金の改定が必要と判断する場合には、【高圧、特別高圧】については、お客さまと協議の上、料金を変更できるものとし、【低圧】については、本サービスの料金の変更に関する電気料金プラン定義書の定めに従うものとします。
3. 当社は、本付帯約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせ及び廃止日を当社ホームページに掲載するか、お客さまがあらかじめ指定した電子メールアドレスに当該事項を記載した電子メールを送信するものとします。
4. 本付帯約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、小売供給約款【低圧】及び【高圧、特別高圧】第 2 条（本約款の変更等）第 2 項及び第 3 項に準じるものとします。